

小平市  
高齡者保健福祉計画  
介護保険事業計画  
(素案)

平成17年11月  
小 平 市

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 素案  
(平成18年度～20年度)

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 推計人口

第2章 高齢者ならびに主な保健・福祉サービスの現状と課題

- 1 高齢者の生活実態
- 2 主な保健・福祉サービスの現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

基本目標

- (1) 社会活動・生きがい活動の推進
- (2) 要支援・要介護高齢者等へのサービス提供の充実
- (3) 地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の推進
- (4) 健康づくりを重視した支援施策の充実
- (5) 地域福祉活動の推進

第4章 施策の展開

- 1 生きがいのある、住みよい生活の実現
- 2 介護保険制度の適切な運営
- 3 地域包括支援センターの確立
- 4 健康状態の維持・改善
- 5 思いやりのある地域社会の実現

第5章 介護保険の事業量見込み

本素案は、平成 15 年に策定された「小平市新地域保健福祉計画」の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」にあたる部分を改定する形式で作成してあります。

したがって、計画の基本的な方向性（基本目標等）は、概ね「小平市新地域保健福祉計画」を踏襲する方向で考えています。

ただし、次期計画期間である平成 18 年度以降については、介護保険制度の見直しが行われ、予防重視型システムへの転換が図られるとともに、新たなサービスも創設されますので、施策体系については、国から出される政省令等の内容も見極めながら、改めて整理していく必要があると考えています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、現行の新地域保健福祉計画の高齢者分野として位置づけられています。

この新地域保健福祉計画の計画期間は、平成15年度を初年度とする5か年となっていますが、このうち高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成17年度に見直しを行うこととしています。

そのため、現行の新地域保健福祉計画から、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に相当する部分について見直しを行い、新たな計画を策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

- ・ 高齢者保健福祉計画は、老人保健法第46条の18及び老人福祉法第20条の8において、介護を必要としない元気高齢者から、要介護等高齢者まですべての高齢者を対象に、これら高齢者の確保すべき保健・福祉サービスの目標量を定めるため、市町村に策定が義務付けられています。

- ・ 介護保険事業計画は、介護保険法第117条において、40歳以上の第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者に対して、介護給付費等のサービスの種類ごとに目標量の見込みを定めるため、3年ごとに市町村に策定が義務付けられています。

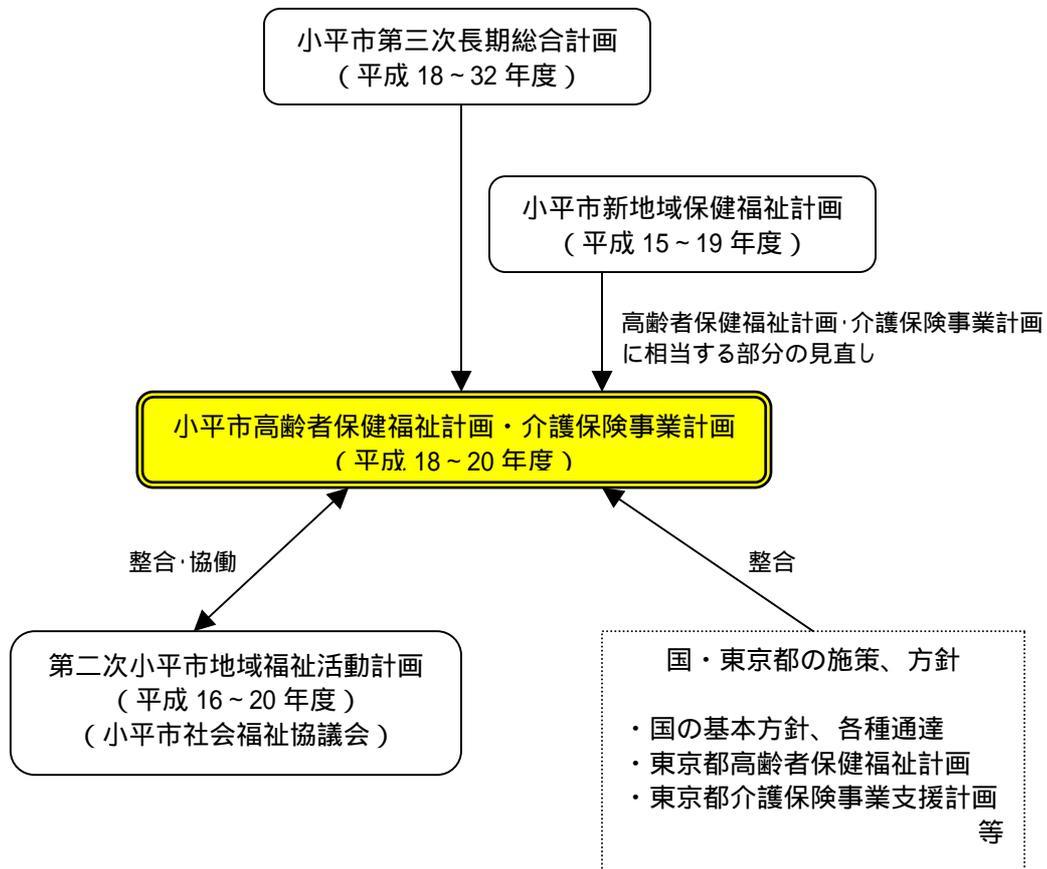
今回の介護保険事業計画の見直しは、平成27(2015)年に団塊の世代がすべて第1号被保険者となる時点の高齢者介護の姿を念頭に置き、第5期事業計画の最終年度で、高齢化率が20%台に達すると推計されている平成26年度の目標を見据え、そこに至る中間段階の計画として第3期事業計画を策定します。

- ・ 当該計画は、新たに策定される「小平市第三次長期総合計画」や現行の「小平市新地域保健福祉計画」、小平市社会福祉協議会の「第二次小平市地域福祉活動計画」、さらに、「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都介護保険事業支援計画」等との整合性を図りながら検討し、策定します。

### 3 計画の期間

計画の対象期間は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間とします。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
小平市新地域保健福祉計画						
小平市高齢者保健福祉計画・ (第 3 期)介護保険事業計画						



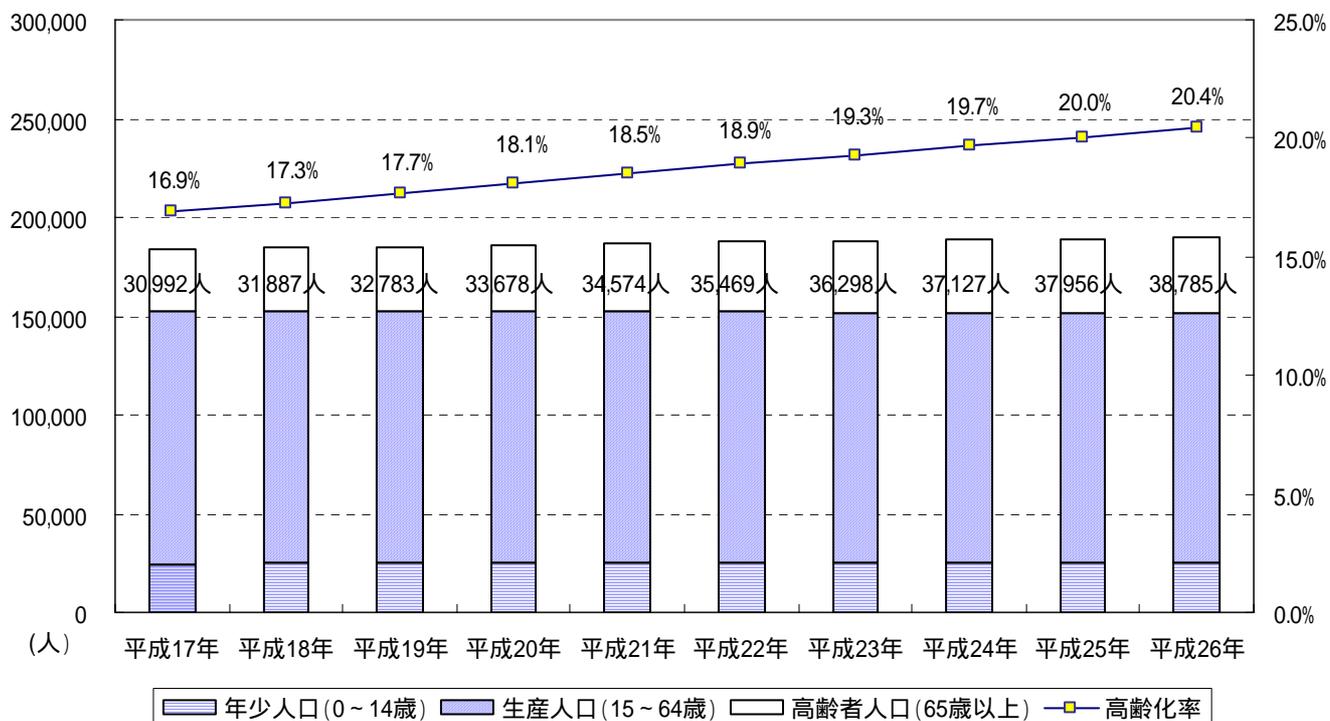
## 4 推計人口

平成 17 年の小平市推計人口は約 18 万 3 千人で、総人口の年齢 3 区分の人口割合は、年少人口（0～14 歳）は 13.5%、生産人口（15～64 歳）は 69.6%、高齢者人口（65 歳以上）は 16.9%と推計されています。

本計画の最終年度である平成 20 年には、総人口が約 18 万 6 千人、年齢 3 区分の人口割合は、年少人口は 13.4%、生産人口は 68.5%、高齢者人口は 18.1%と推計されています。

また、平成 26 年には総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）が 20.4%となり、市民の 5 人に 1 人が高齢者になると推計されています。

区分	年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口		183,570	184,359	185,148	185,936	186,725	187,514	188,124	188,734	189,344	189,954
年少人口(0～14歳)		24,724 (13.5%)	24,772 (13.4%)	24,820 (13.4%)	24,868 (13.4%)	24,916 (13.3%)	24,964 (13.3%)	24,936 (13.3%)	24,908 (13.2%)	24,879 (13.1%)	24,851 (13.1%)
生産人口(15～64歳)		127,854 (69.6%)	127,700 (69.3%)	127,545 (68.9%)	127,390 (68.5%)	127,236 (68.1%)	127,081 (67.8%)	126,890 (67.5%)	126,699 (67.1%)	126,508 (66.8%)	126,318 (66.5%)
高齢者人口(65歳以上)		30,992 (16.9%)	31,887 (17.3%)	32,783 (17.7%)	33,678 (18.1%)	34,574 (18.5%)	35,469 (18.9%)	36,298 (19.3%)	37,127 (19.7%)	37,956 (20.0%)	38,785 (20.4%)
前期高齢者(65～74歳)		18,452	18,620	18,788	18,956	19,124	19,292	19,564	19,837	20,110	20,383
後期高齢者(75歳以上)		12,540	13,267	13,995	14,722	15,450	16,177	16,734	17,290	17,846	18,402



## 第2章 高齢者ならびに主な保健・福祉サービスの現状と課題

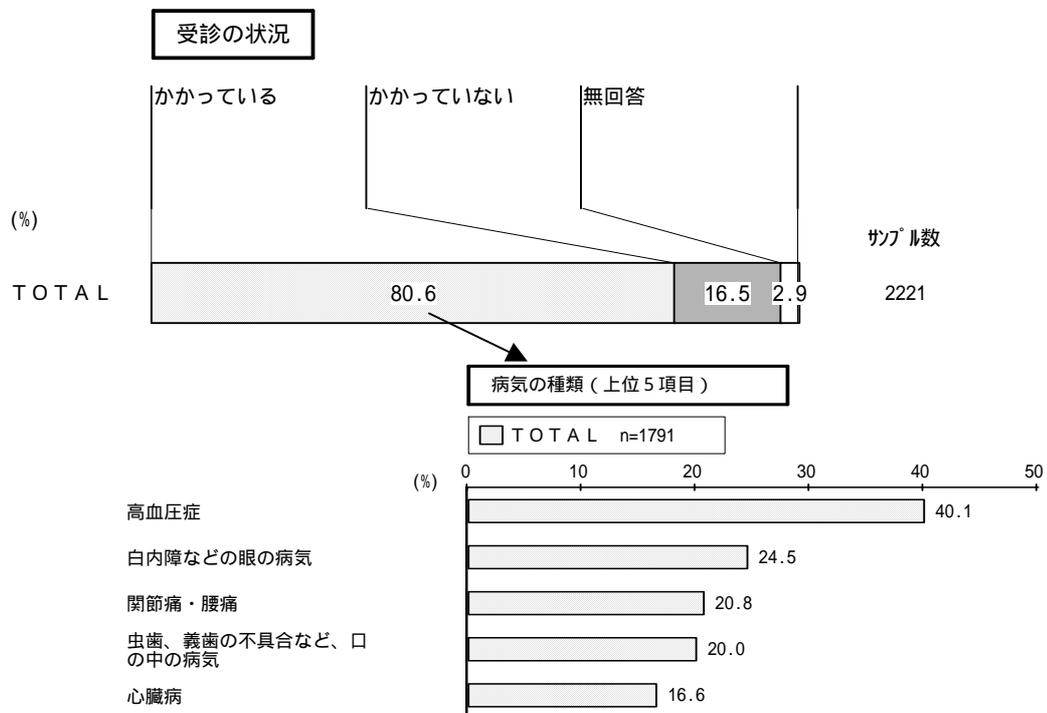
### 1 高齢者の生活実態

(「高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査報告書」) から

#### (1) 健康の状況

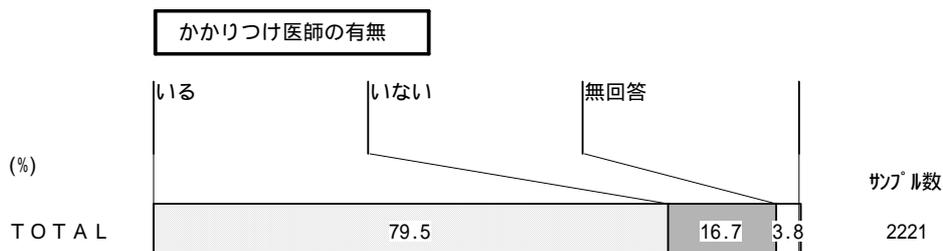
##### 受診の状況

約8割の人が、病院や医院などにかかっています。かかっている病気の種類は、「高血圧症」が最も多く、次いで「白内障などの眼の病気」「関節痛・腰痛」と続いています。



##### かかりつけ医師の有無

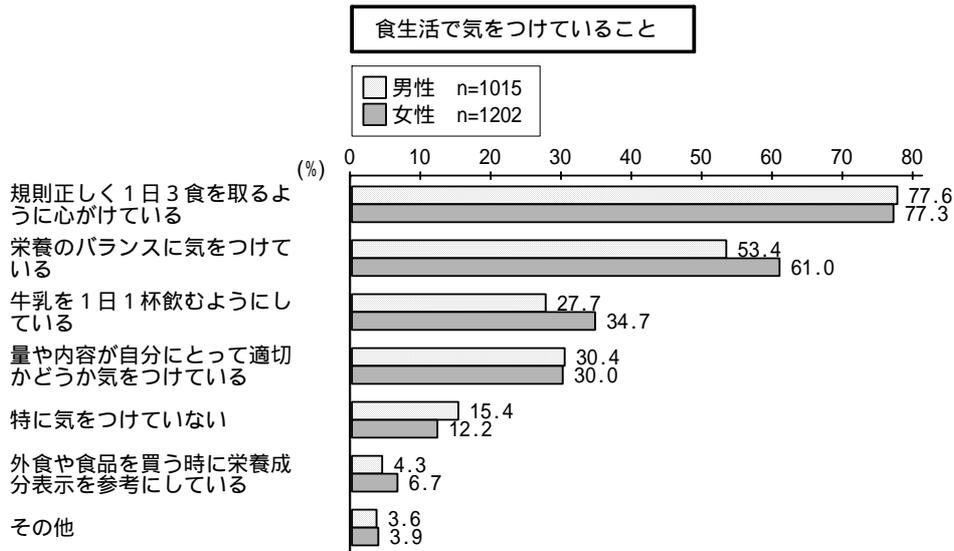
約8割の人には、かかりつけ医師がいます。



## (2) 日常生活の状況

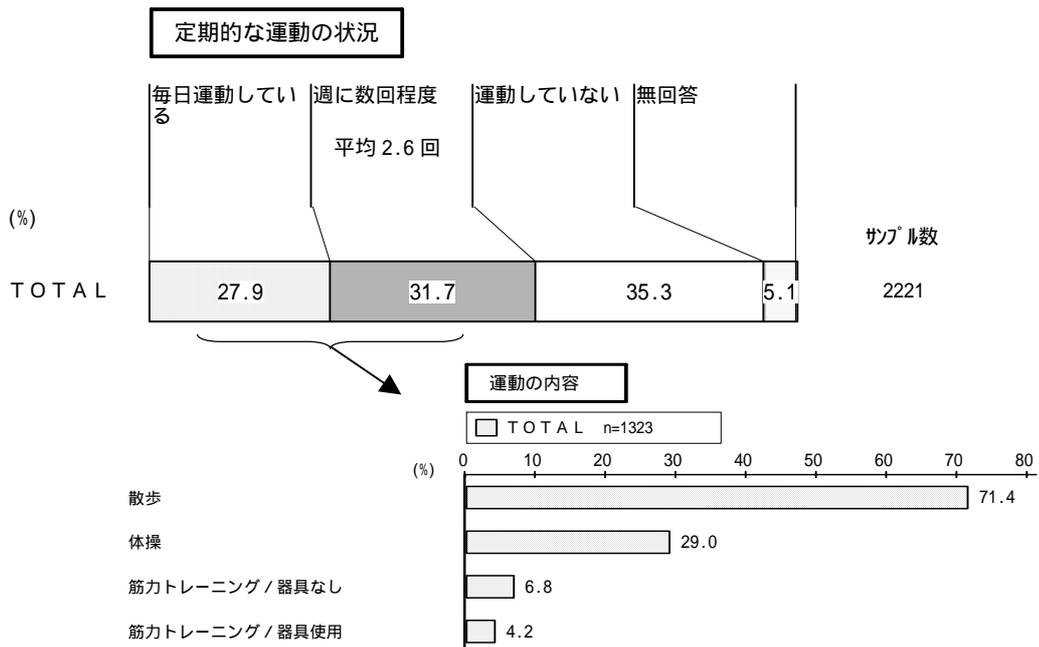
### 食生活に気をつけていること

男性・女性とも、約8割が「規則正しく1日3食を取るよう心がけている」と回答しています。「栄養のバランスに気をつけている」や「牛乳を1日1杯飲むようにしている」人の割合は、男性に比べて女性で高くなっています。



### 定期的な運動の状況

約6割の人は、毎日もしくは週に数回程度、定期的に運動しています。定期的に行っている運動の内容は、「散歩」が最も多くなっています。

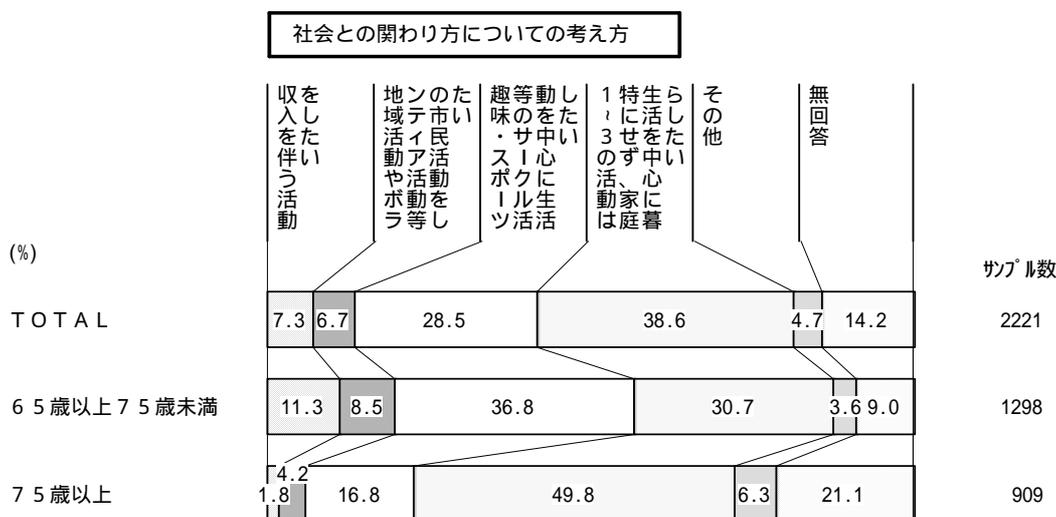


### (3) 今後の意向等について

#### 社会との関わり方について

社会との関わり方では、「家庭生活を中心に暮らしたい」と考えている人が38.6%と最も多くなっています。

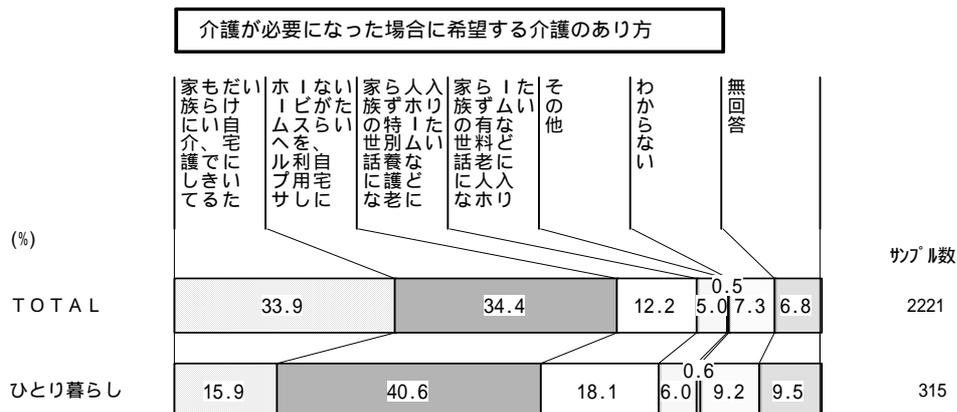
年齢別にみると、65歳以上75歳未満では、「趣味・スポーツ等のサークル活動を中心に生活したい」と考えている人が36.8%と最も多くなっており、「家庭生活を中心に暮らしたい」を上回っています。



#### 介護が必要になった場合に希望する介護のあり方

全体では、「家族に介護してもらい、できるだけ自宅にいたい」と「ホームヘルプサービスを利用しながら、自宅にいたい」がほぼ同じ割合となっており、あわせると7割の人は自宅での介護を希望していることがうかがえます。

家族構成別にみると、ひとり暮らしの人では、18.1%が特別養護老人ホームなど、6.0%が有料老人ホームなどに入りたいと回答しています。



## 2 主な保健・福祉サービスの現状と課題

---

### (1) 社会活動、生きがいづくり

高齢者活動の場として、市内には高齢者館（ほのぼの館、さわやか館）、福祉会館、公民館、地域センター、シルバー人材センター、社会福祉協議会など、いろいろな特色に基づいた拠点が存在し、高齢者活動全般のそれぞれの活動の場として幅広く機能しています。

高齢者の豊かな知識・経験などの能力を地域に生かすために、就労への支援施策を実施しています。

高齢者の豊かな知識・経験などの能力を生かした地域活動が活発にされています。

高齢者が自宅（在宅）において安心して暮らしていただけるように、住居内環境の整備、住居への補助などのサービスを提供しています。

高齢者を対象とした学習機会の提供を行い、学習活動を支援しています。

高齢者事業・活動情報を高齢者ばかりではなく広く市民の方に周知できるように高齢関係の機関紙などの配布や、市、市社会福祉協議会ホームページからの情報発信を行っています。

高齢者が心豊かな生活を送るためにも、就労活動、地域活動、学習活動などを通して積極的に社会活動に参加し、生きがいの持てる（生きがいづくりのできる）環境整備の充実を支援していく必要があります。

高齢者が社会の一員としてその役割を果たし、世代間交流や地域においてその豊かな経験や知識・技能を伝え、活用し、生きがいを持って社会活動に参加しつづけられる環境を整備する必要があります。

## (2) 介護予防、健康づくり

生涯を通じた健康づくりを進めるため、若いときから健康的な生活習慣を身につける努力を支援するシステムづくりと、介護予防の取り組みが必要です。

介護予防の取り組みには、要支援・要介護になる前段階の方を対象に地域支援事業として実施されるもの、軽度者を対象に予防給付として実施されるもの、医療保険者による保健事業として実施されているもの、地域住民等の自主的な活動として実施されているものなどがあることから、それらのサービスが連続性・一貫性をもって提供されるよう、保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機関や担当部局が連携し、利用者の立場に立ったサービスを確保することが大切です。

### (3) 介護保険事業

小平市は、介護保険の保険者として、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、及び介護保険施設等が提供するサービスについて、被保険者への介護給付事業及び予防給付事業を実施しました。

要介護等認定者数は毎年増加しており、平成12年度から平成16年度の4年間で1,619人増加しています。

また、居宅・施設サービス利用者数も年々増加しており、居宅サービス利用者数は、平成12年度から平成16年度の4年間で約2倍に増加しています。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
要介護等認定者数	2,764人	3,274人	3,709人	4,153人	4,383人

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
居宅サービス利用者数	1,324人	1,666人	2,002人	2,312人	2,584人
施設サービス利用者数	615人	688人	731人	778人	825人

介護政策評価支援システム(平成17年度版)による分析結果では、「総認定率」(第1号被保険者数に占める要介護等認定者数の割合)が東京都や全国に比べて低くなっており、平均要介護度も東京都や全国に比べて若干低い数値となっています。このことから、小平市は東京都や全国に比べて元気な高齢者の割合がやや高いと言えます。

また、「認定者に占めるサービス未利用者の割合」が東京都や全国に比べて低くなっています。これは、要介護等認定を受けた人のうち、実際にサービスを受けている人の割合が、小平市は高いことを示しています。(「要介護等認定は受けたけれども、介護保険サービスは利用していない」という人の割合が、小平市は東京都や国に比べて低い。)

平成17年度4月給付分の分析結果

項目	小平市	東京都	全国
認定者			
総認定率	14.11%	16.42%	16.66%
平均要介護度	2.08	2.18	2.13
サービス利用率			
在宅サービス利用率	8.62%	10.14%	9.9%
施設サービス利用率	2.78%	2.55%	3.1%
計	11.40%	12.69%	12.99%
認定者に占めるサービス未利用者の割合	20.21%	22.67%	22.03%

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 基本目標

---

#### (1) 社会活動・生きがい活動の推進

高齢者が住みなれた地域で、生きがいを持って生活していけるよう市民の社会活動・生きがい活動を支援します。

高齢者の志向の多様化に対応した、様々な社会参加の場を用意し、ニーズに応じた支援策を実施します。

高齢者が就労や様々な社会活動へ参加するとともに、健康な高齢者については、介護の担い手としても活躍していくことが期待されており、市民の様々な自主的な活動を支援していきます。

#### (2) 要支援・要介護高齢者等へのサービス提供の充実

要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1まで、継続的・効果的な介護予防サービス（地域支援事業、新予防給付）を行い、生活機能の低下を予防します。

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう居宅サービス、地域密着型サービスを充実させていきます。

様々な在宅サービスの充実を図ったとしても、常時介護を必要とする方が自宅等で暮らすことが困難な場合のために、既存施設の整備状況を十分踏まえた上で、施設整備を検討していきます。

認知症高齢者支援（認知症ケア）対策を推進します。（介護者を含めた地域住民への普及啓発、受け皿となるサービス基盤の整備、地域における見守りネットワークの構築など）

### ( 3 ) 地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の推進

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して地域で暮らし続けることができるよう、高齢者を地域全体が支える体制を構築します。

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として創設された地域包括支援センターと、既存の在宅介護支援センターが連携を図りながら、身近な地域の中でいつでも相談したり、情報を入手できる場を確保していきます。

### ( 4 ) 健康づくりを重視した支援施策の充実

高齢者の現在の健康状態を維持し、新たな病気を予防していく健康づくりについての各種事業を進めていきます。

基本健康診査については、受診率の向上を目指すほか、事後指導の充実を図り、介護予防に関する検診との一体的な実施を図っていきます。

### ( 5 ) 地域福祉活動の推進

高齢者が何らかの援護を必要としたときに、地域でともに支えあう、思いやりある地域社会の実現を目指します。

民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、市民自身による活動及びNPOの組織など、地域福祉の担い手による活動が充実するよう支援していきます。

## 第4章 施策の展開

### 1 生きがいのある、住みよい生活の実現

#### (1) 就労への支援

- ・シルバー人材センター運営補助

高齢者の臨時的、短期的な就業を通じて、生きがいの充実と社会参加を推進し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし、会員の「自主的・主体的な組織活動」と「共同・共助の事業活動」を行うシルバー人材センターの運営補助を行います。

- ・高年齢者職業相談

福祉会館内にある「こだいら就職情報室」に都内全域および近隣のハローワーク求人情報を閲覧できるパソコンを設置しています。また、ハローワーク（公共職業安定所）の担当者が、仕事の相談と職業紹介および雇用相談を行います。

#### (2) ボランティア活動の育成・支援

- ・ボランティア活動推進事業

初心者手話などの講習会、ミニ体験、入門講座、交流会、子どもボランティアスクール、フォーラムなどを開催しボランティア活動の推進を図ります。また、活動団体などへの助成を行います。

- ・社会福祉協議会ボランティアセンター

社会福祉協議会ボランティアセンターは、「ボランティア活動をしてみたい」という人と、「こんなボランティアをしてもらいたい」という人を「つなげる」ところです。また、ボランティアをしている人同士の仲間づくりや勉強の機会を提供します。

### (3) 社会活動への支援

- ・ 高齡クラブ助成

高齡者が健康で豊かな生活を送るために自主的に組織されている高齡クラブに対して助成します。

- ・ 高齡者福祉大会

市内の高齡者の方をお招きし、演芸などを楽しんでいただくことを目的として開催します。なお、式典の中で 90 歳を迎えられた方、敬老祝金を受けられた方、金婚記念を迎えられた方の表彰も行います。

- ・ 福社会館運営

高齡者が明るく気軽に利用でき、健康づくりや教養、レクリエーションが行える施設であり、入浴施設や敷地内にはゲートボールを楽しめる市民広場を運営します。

- ・ 高齡者館（ほのぼの館・さわやか館）運営

高齡者が気軽に交流できる施設で、施設内には、和室、多目的ホール、在宅の虚弱な高齡者または障がい者で、自宅内での入浴が困難な方が利用できる介助浴室、また、ロビーにはヘルストロンや血圧測定器を設置し、運営します。

- ・ 高齡者作業室運営

福社会館内に設置している、軽作業を行いながら、生きがいと仲間づくりを進めていく高齡者作業室を運営します。

- ・ 地域センター運営

地域に密着したコミュニティ活動の場として高齡者活動などの活動拠点となっている地域センターを運営します。

- ・ 公民館活動

社会教育のための施設として、市民の文化・教養や学習、生活技術向上のために、誰でも参加できる学級・講座の開設、講習会、講演会展示会を行い、高齡者の学習機会を提供します。

- ・ほのぼのひろば

ひとりぐらし高齢者や閉じこもりがちな高齢者を対象に地域ボランティアや民生委員児童委員の協力を得て、高齢者どうしの交流の場として、地域センター等で歌や談話、軽い体操、陶芸等を行います。

- ・高齢クラブ友愛活動

高齢クラブ会員などが地域のひとりぐらしや寝たきりの高齢者家庭などを訪問し、話し相手や日常生活の援助などの活動を実践することにより、高齢者の孤独解消を図ると共に社会活動への積極的参加の推進と高齢者による高齢者支援の推進を図ります。

- ・シルバー人材センター

高齢者の就業を通じて、生きがいの充実と社会参加を促進し、活力ある地域社会づくりに貢献します。

#### (4) スポーツ・学習・余暇への支援

- ・高齢者スポーツ大会

高齢クラブ会員を中心に幼稚園児も参加し、スポーツを通じ高齢者の健康増進と世代間の交流を目的に開催します。

- ・高齢者芸能大会

高齢者が日頃練習している民謡・民踊・新舞踏・詩吟等の発表を通じて、高齢者相互の親睦と生きがい活動の高揚を図ることを目的に開催します。

- ・図書・カセットテープの郵送・貸出

高齢者や障がい者の利用促進を図るため必要な資料やサービスについて検討し、バリアフリーに配慮するなどのサービスの充実を図ります。

- ・療養音楽教室

元気な高齢者が介護予防のために、歌や楽器の演奏により、生きがいづくりと健康を維持するための教室を行います。

- ・ 生きがい菜園管理  
高齢者に菜園を貸し出し、健康増進と生きがいの場を提供し、高齢者相互の親睦と生きがい活動の高揚を図ることを目的として管理します。
- ・ 高齢者学級（シルバー大学）中央公民館  
高齢者一人一人が、より豊かで充実した生活を営む上で必要な生涯学習機会を提供します。
- ・ 高齢者講座（地区公民館）  
高齢者へ多種多様な生涯学習機会を提供します。

#### （５）地域との交流

- ・ 高齢者と地域ぐるみ交流事業  
高齢クラブへ補助金を交付し、高齢クラブ会員と地域住民との交流を通して、高齢者への理解と相互の親睦を図ります。
- ・ 福祉バザー  
社協活動のより一層の活性化を目指し、市民の皆さんや後援・協賛団体からご提供いただいた品物を廉価で販売した売上げや寄付金を社会福祉事業に役立てます。
- ・ 高齢者交流室運営事業  
在宅で生活している高齢者の介護予防を目的に、生きがい活動や世代間の交流等を地域住民の参加を得ながら行います。
- ・ 高齢者の伝承活動及び講師派遣  
地域の高齢者と児童の交流を図ることを目的として、公立小学校で実施します。

#### （６）広報活動の充実

- ・ 明るいまち（高齢者福祉だより）  
高齢者福祉だより「明るいまち」を新聞折込で全世帯配付します。

- ・社協だより

新聞折込による世帯配付と関係施設及び機関等への郵送配付をします。

- ・社会福祉協議会の活動に関する広報の充実

市報、各種パンフレット、社協ホームページにより事業・活動を報告しています。また、小平市民まつりでのパレード参加、啓発用の物品配布などを行います。

## (7) 福祉のまちづくり推進

- ・福祉のまちづくりの推進によるバリアフリー化

「福祉のまちづくり推進計画」に基づき、高齢者や障がい者が地域で暮らすことのできるノーマライゼーションを基本としたまちづくりの推進をします。

## (8) 住居内環境の整備

- ・緊急通報システムの設置

ひとりぐらし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、ボタン一つで多摩災害救急情報センターへの通報がなされ、協力員・消防署の救助が図られる機器を設置します。

- ・家具転倒防止器具取付費補助

65歳以上のひとりぐらし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止取付費を補助します。

- ・高齢者火災安全システム

家庭内での火災による緊急事態に備えて火災警報器を設置します。

ノーマライゼーション：高齢者も障害者もすべての人が普通の生活ができる地域社会を作っていこうという考え方。

- ・ 共通入浴券交付

家に風呂がない、故障中などの理由で公衆浴場を利用せざるをえない 65 歳以上のひとりぐらし等の高齢者を対象に入浴券を配布しています。

( 9 ) 住居への補助

- ・ 高齢者住宅（シルバーピア）の運営

住宅に困窮する高齢者に対して、高齢者に配慮した設備と生活協力員を配置し、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるように建設された集合住宅を運営します。

- ・ 自立支援住宅改修給付事業

介護保険の対象とならず自立支援高齢者と判定された、おおむね 65 歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者の方を対象に、住宅改修の費用を一定の限度額まで助成します。

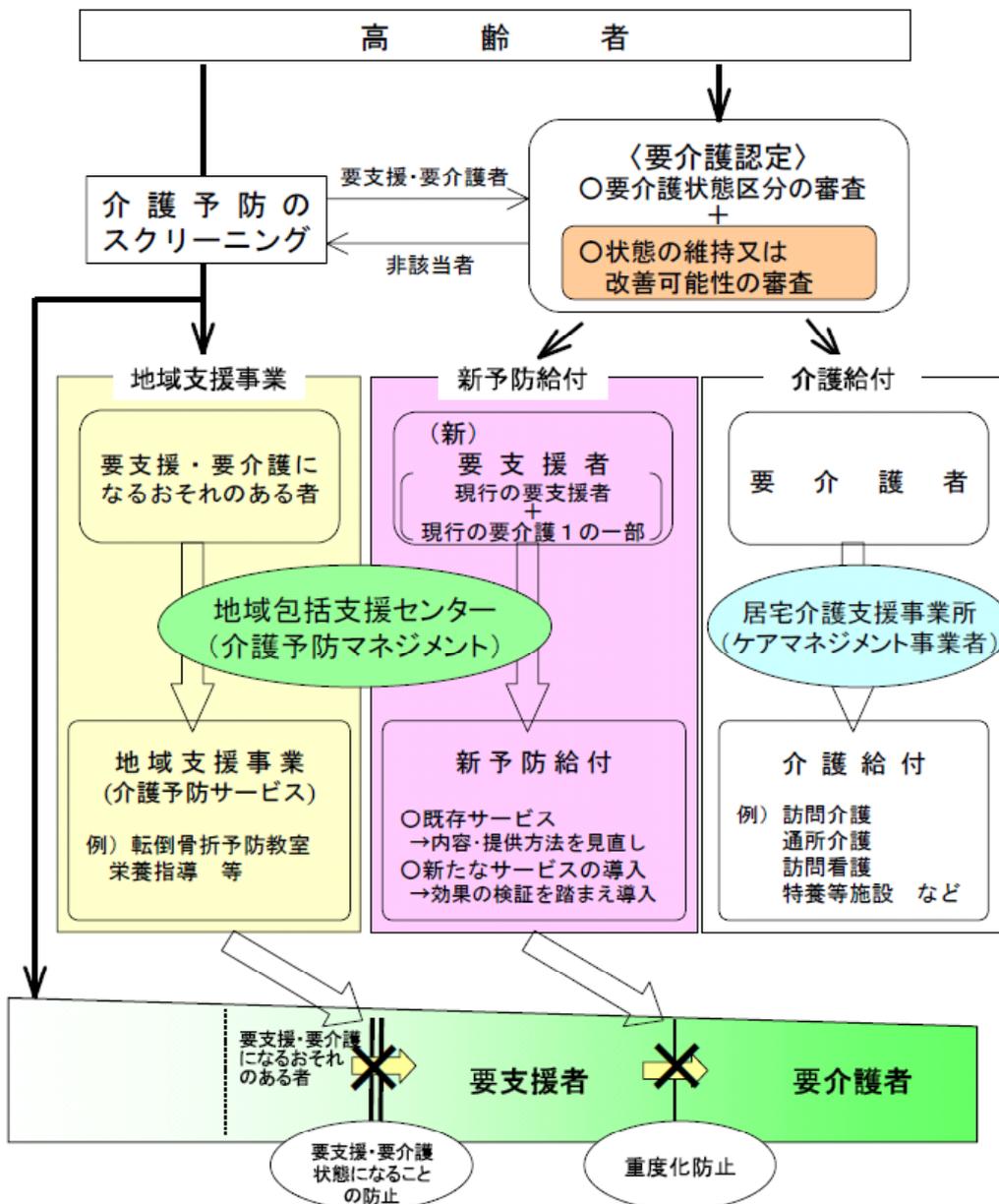
## 2 介護保険制度の適切な運営

### (1) 予防重視型システムへの転換

介護保険制度の基本理念である「自立支援」の観点から、できる限り高齢者を要介護状態にしないこと、また、軽度の方を重度にしないことが重要であり、制度全体を介護予防を重視したシステムにしていくことが必要です。

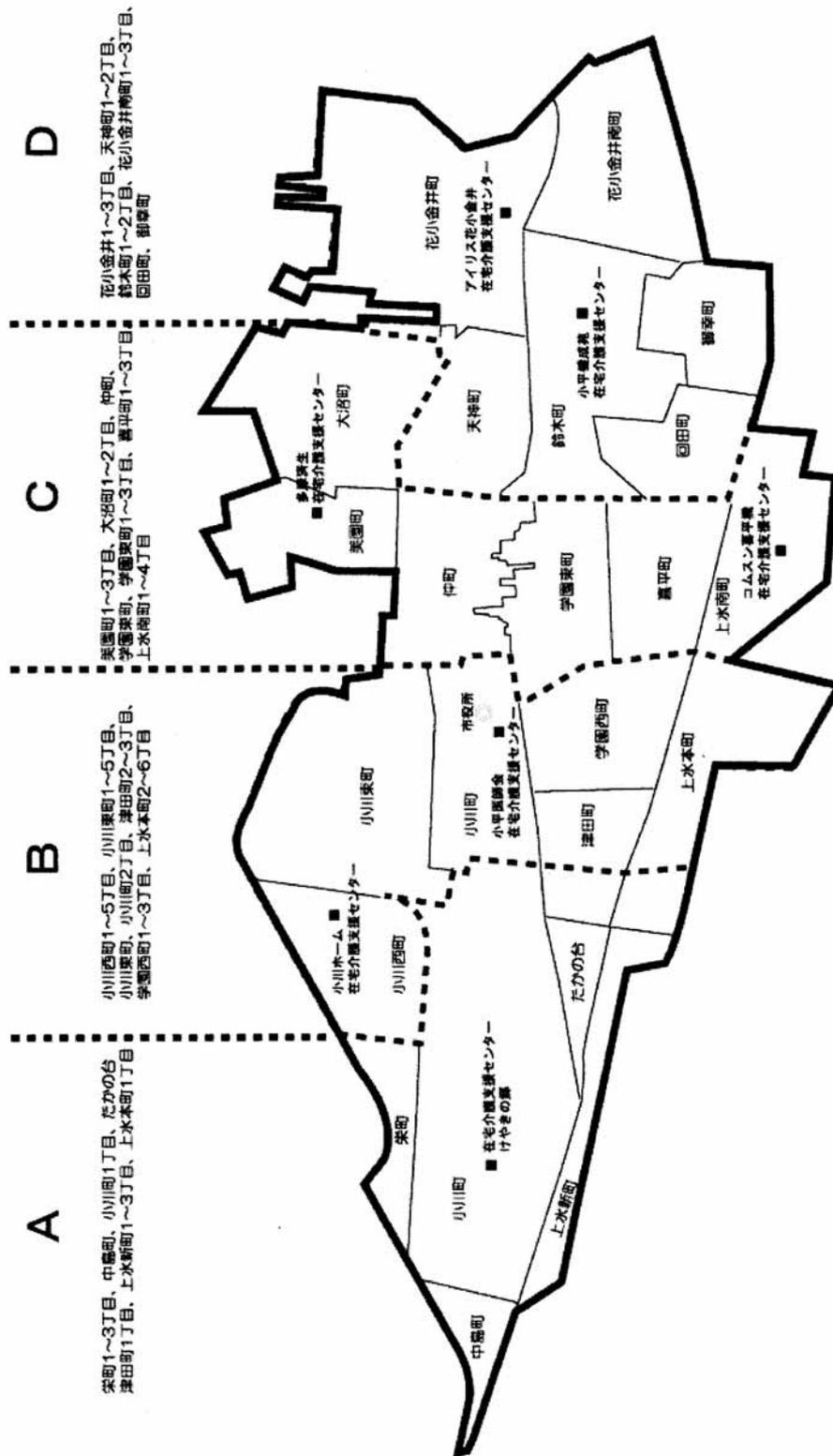
介護予防に関する見直しの全体像のイメージは、以下のとおりです。

#### 予防重視型システムへの転換 (全体概要)



(2) 日常生活圏域の設定

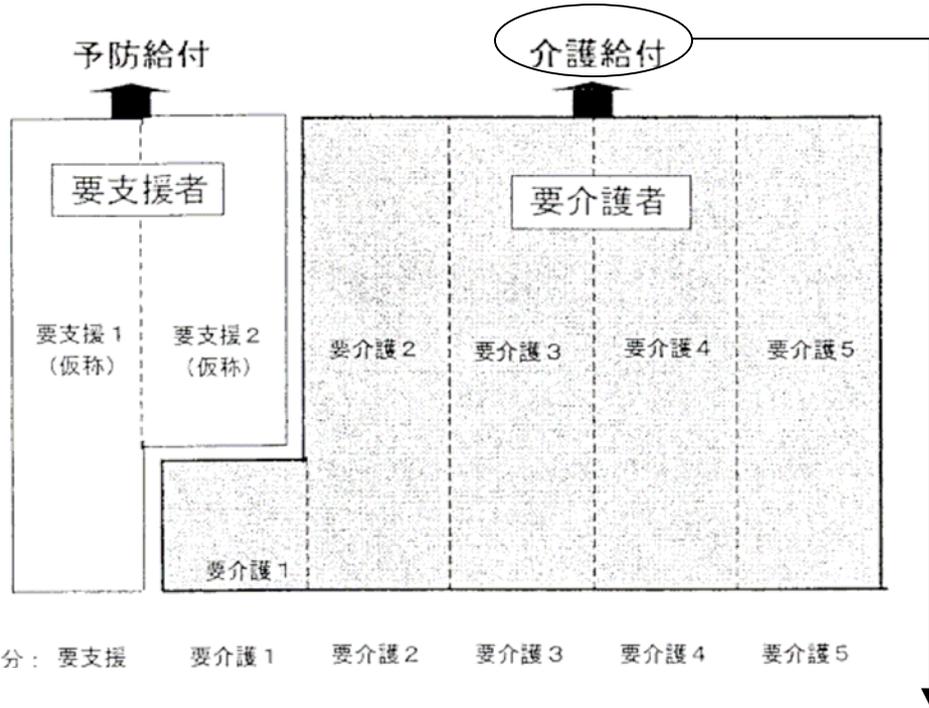
第3期介護保険事業計画では、市内を日常生活の圏域(日常生活圏域)に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むことになっています。(小平市では、次の4つ(A~D)の日常生活圏域を設定する予定です。)



(3) 介護給付

介護認定審査会において、「要介護者」と認定された方に対しては、次のような介護給付が行われます。

〈見直し後の保険給付と要介護状態区分のイメージ〉



地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入所者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> </ul>	
居宅サービス	訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> </ul>
	通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護（デイサービス）</li> <li>・通所リハビリテーション</li> </ul>
	短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>・短期入所療養介護</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・特定福祉用具販売</li> <li>・福祉用具貸与</li> </ul>
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉施設サービス</li> <li>・介護保健施設サービス</li> <li>・介護療養施設サービス</li> </ul>	

#### (4) 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村が事業者の指定、指導監督を行う「地域密着型サービス」が創設されます。原則として、サービスを利用できるのは、当該市町村の被保険者です。

##### サービスの種類

###### 地域密着型介護老人福祉施設

定員 29 人以下の特別養護老人ホームの入所者が、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けます。

###### 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームその他の施設に入所している利用者が、当該施設の提供するサービス、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けます。

###### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

共同生活の住居に入居する認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

###### 認知症対応型通所介護

認知症の利用者に、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。

###### 小規模多機能型居宅介護

利用者の状況や環境に応じて、居宅において、あるいは居宅からサービスの拠点に通ったり、短期間宿泊してもらったりして、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。

###### 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問や通報により、利用者の自宅で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。

## (5) 予防給付

現行の「予防給付」の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直した「新予防給付」が創設されます。

### 対象者

対象者は、介護認定審査会において、現行の要介護状態区分の審査に加え、高齢者の「状態の維持・改善可能性」の観点を踏まえた基準に基づく審査を行い、その結果を踏まえ、市町村が決定します。

### サービス内容

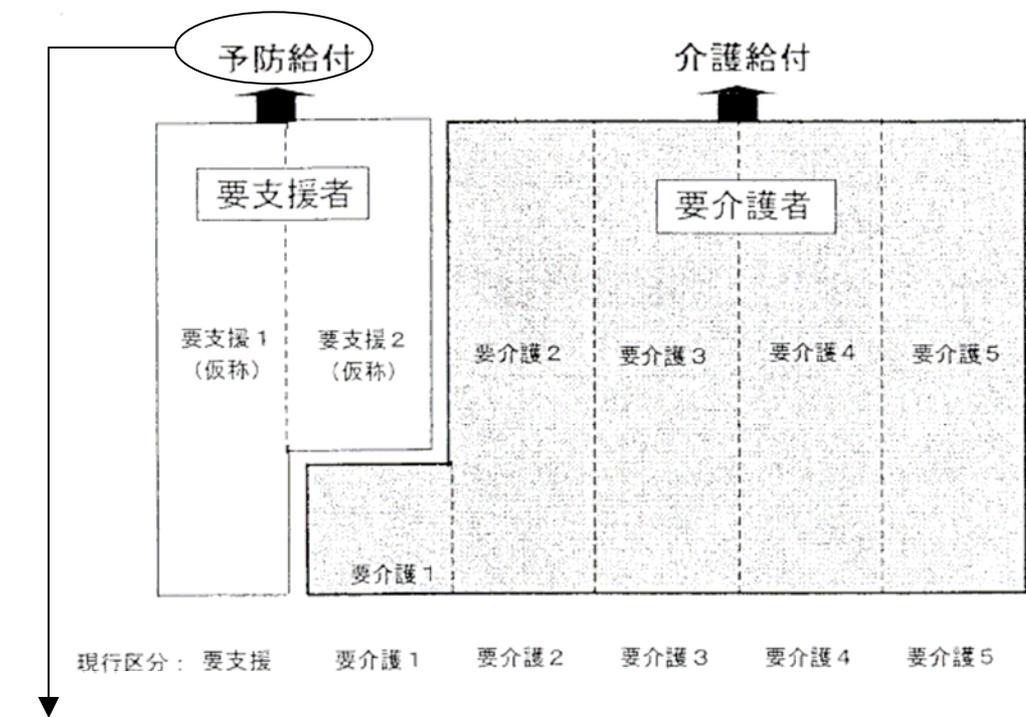
生活機能の維持・向上の観点から、内容・提供方法・提供期間等が見直されます。

### マネジメント体制

市町村を責任主体とし、要支援・要介護状態になる前からの一貫性・連続性のある「介護予防マネジメント体制」を確立します。具体的には、地域包括支援センターの保健師などが アセスメント プラン作成 事後評価を行います。(介護予防プランの原案作成など業務の一部について、公正・公平の観点から適切な居宅介護支援事業所に委託が可能。ただし、最終チェックは地域包括支援センターが行う。)

介護認定審査会において、「要支援者」と認定された方に対しては、次のような予防給付が行われます。

〈見直し後の保険給付と要介護状態区分のイメージ〉



地域密着型 介護予防サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul>
介護予防支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防支援</li> </ul>
介護予防サービス	訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>介護予防訪問入浴介護</li> <li>介護予防訪問看護</li> <li>介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>介護予防居宅療養管理指導</li> </ul>
	通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所介護（デイサービス）</li> <li>介護予防通所リハビリテーション</li> </ul>
	短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>介護予防短期入所療養介護</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>特定介護予防福祉用具販売</li> <li>介護予防福祉用具貸与</li> </ul>

## (6) 地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する「地域支援事業」が創設されます。

### 事業の内容

#### a. 介護予防

介護予防のスクリーニングを実施し、その結果、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者（高齢者人口の5%程度）を対象に、各種介護予防サービス（運動器の機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能の向上事業等）を提供します。

#### b. 包括的支援事業

- ・ 介護予防マネジメント事業（aの介護予防サービスのマネジメント）
- ・ 総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・ 地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）
- ・ 虐待の早期発見・防止等の権利擁護事業

#### c. その他

介護給付費適正化事業、家族支援事業などを行うことができます。

介護予防事業	・ 運動器の機能向上 ・ 栄養改善 ・ 口腔機能の向上 など
包括的支援事業	・ 介護予防事業のマネジメント ・ 総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護サービス以外の生活支援サービスとの調整など） ・ 虐待の早期発見・防止などの権利擁護事業 ・ 地域ケア支援事業（困難事例に関するケアマネジャーへの指導・助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなどケアマネジャーに対する指導・支援、長期継続ケアの実施など）
その他の地域支援事業	・ 介護給付適正化 ・ 介護家族支援 など

包括的支援事業は、地域包括支援センターを中核拠点として実施していきます。

(7) 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業、すなわち

介護予防事業のマネジメント

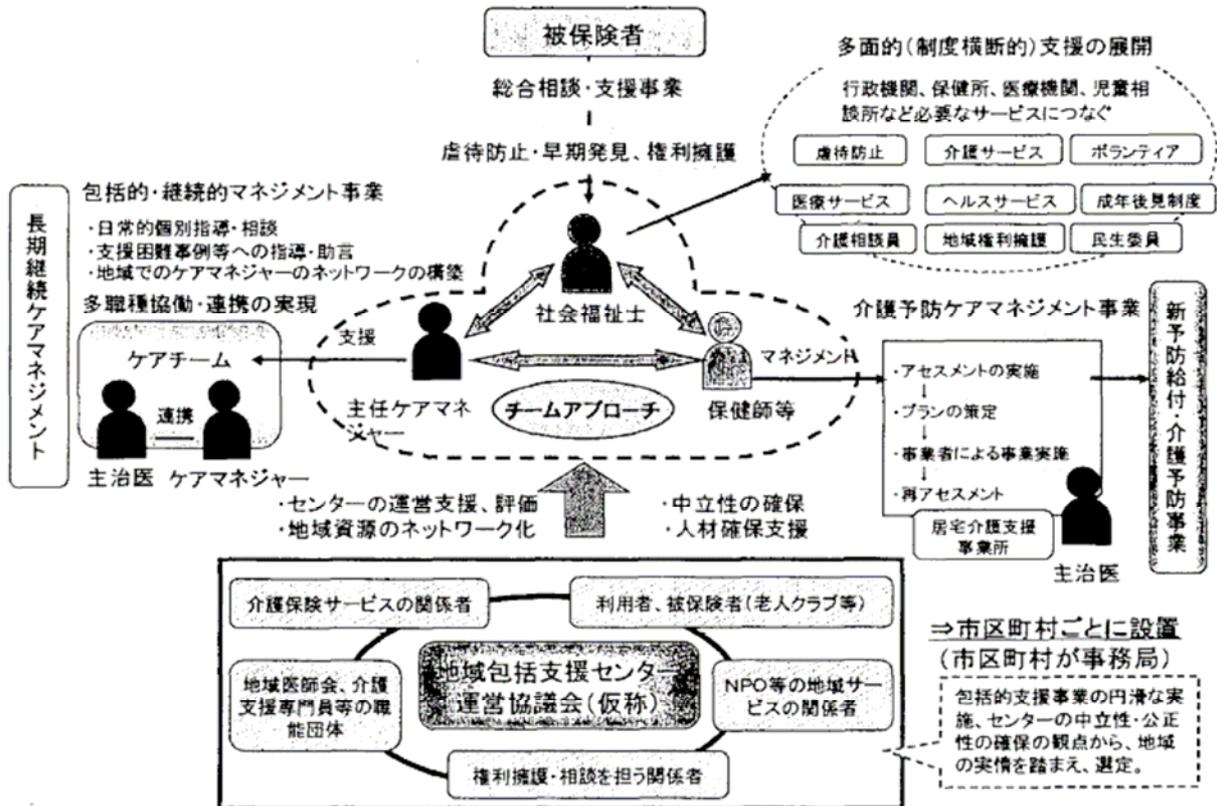
介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援  
被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援

の4つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置するものです。

地域包括支援センターの人員体制については、上記の包括的支援事業を適切に実施するため、保健師または地域ケア・地域保健等の経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員（仮称）を置くことが原則になります。

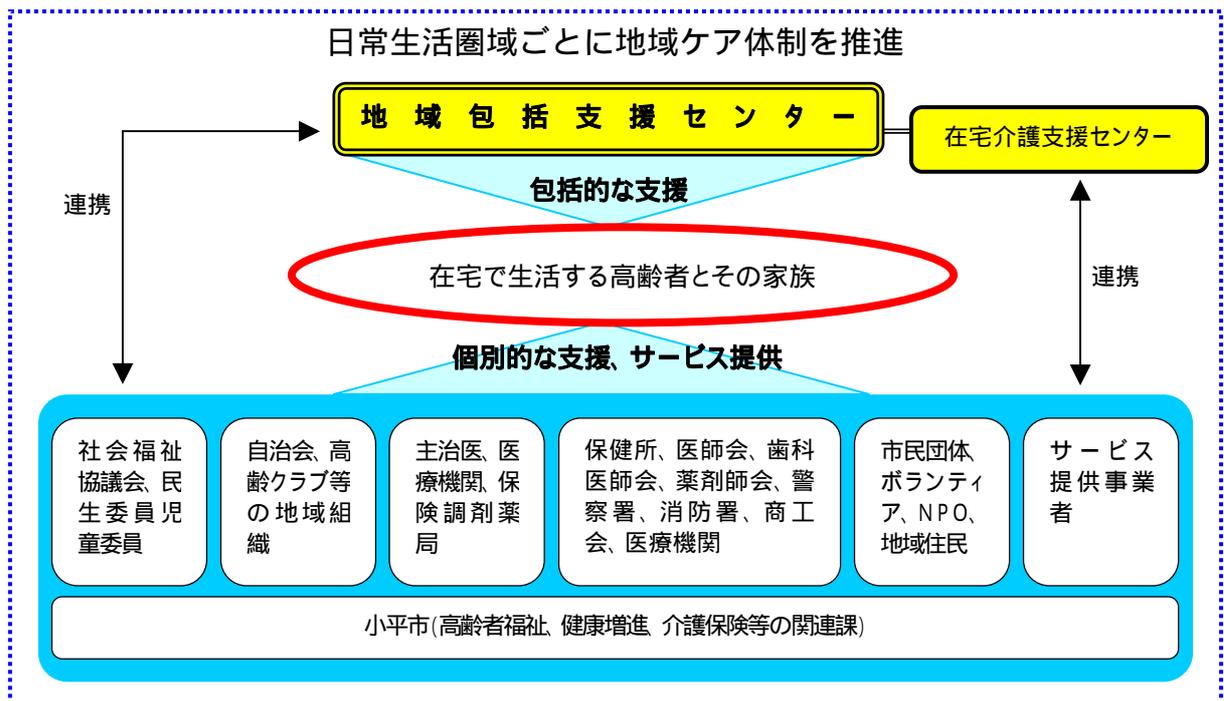
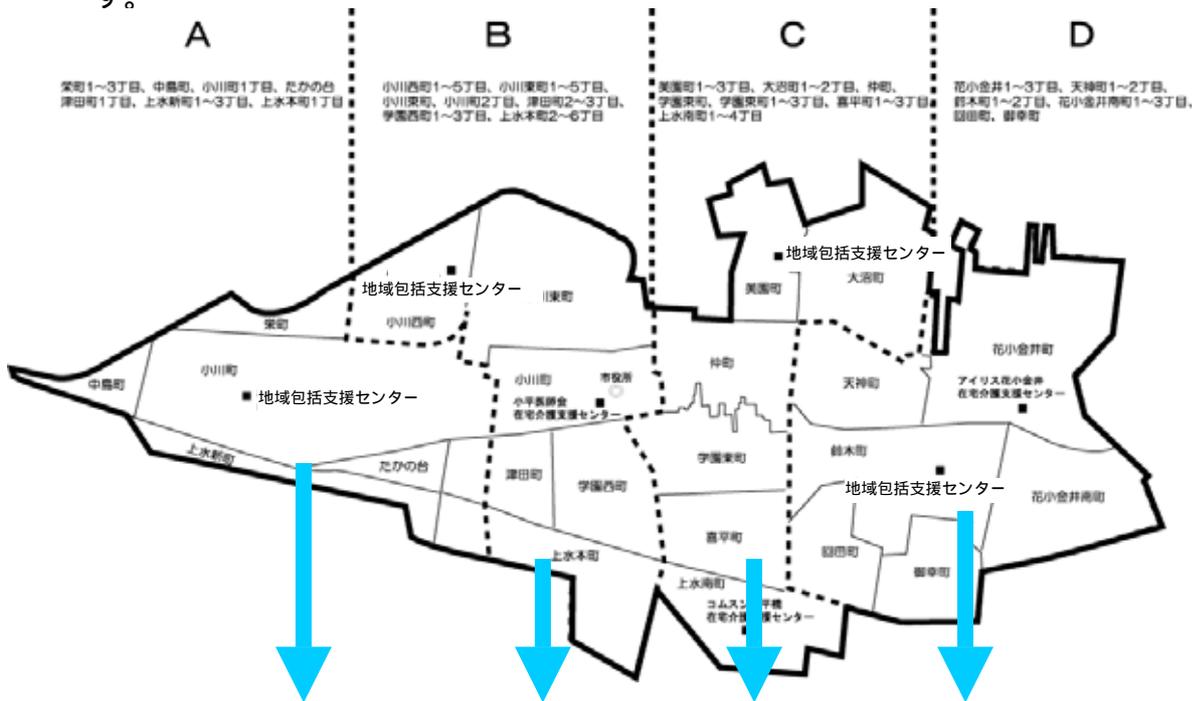
地域包括支援センターのイメージ



### 3 地域包括支援センターの確立

#### 地域包括支援センターと在宅介護支援センターの連携

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として創設された地域包括支援センターと、既存の在宅介護支援センターが連携を図りながら、高齢者を地域全体で支える支援づくりを目指した地域ケア体制を推進していきます。



## 4 健康状態の維持・改善

---

### (1) 保健サービスの充実

#### ・健康教育

生活習慣病の予防・健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康増進に資するため、市民を対象に健康教育を実施します。

#### ・健康相談

心身の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資するため、市民を対象に実施しています。また、基本健康診査などの結果からの相談も実施します。

#### ・訪問指導

老人保健法に基づき、家庭における健康管理上、訪問指導が必要と認められる人やその家族に対して看護師などを派遣して、健康保持増進を図ることを目的とします。

#### ・機能訓練

疾病、負傷等により心身の機能が低下している方などに対し、その維持回復を図り、理学療法士・看護師等のスタッフが日常生活の自立を助けるため起き上がり等の基本動作や手工芸などによる訓練を行います。

#### ・基本健康診査

脳卒中、心臓病等を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や疾病に対する早期治療を行うことを目的として、25歳以上の市民を対象に生活習慣病健診を実施します。

#### ・高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者の重症化予防のために、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施します。

#### ・家族介護教室・家族介護者交流事業

家族介護教室は、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得していただく教室で、デイサービスセンターで実施します。

また、家族介護者交流事業を、介護者相互の交流会をデイサービスセンターで開催します。

- ・介護予防教室事業

高齢者が転倒骨折、閉じこもり、心身の機能低下、気道感染症などの予防教室に参加することにより、寝たきりや要介護状態に陥ったり、悪化することを防ぎ、健やかで生きがいのある生活を営んでもらうことを目的として実施します。

- ・健康手帳の交付

健康診査、医療の記録を行い、日常の健康管理に役立たせてもらうことを目的として実施します。

- ・休日応急診療事業

休日に応急診療を実施することによって、急病患者に対して的確に対応することを目的として実施します。

- ・平日準夜応急診療事業

月曜日から土曜日の午後7時30分から10時30分に、健康センター内において小児科、内科の応急診療を行います。

- ・地域健康づくり推進員

市長からの依頼を受けて、健康づくりの推進役として地域住民の相談に応じ、健康づくりの情報提供者、情報提供者や地域住民と市を結ぶパイプ役またリーダーとして各種イベントへの参加や活動を行います。

## (2) 介護予防の推進

- ・訪問給食サービス

在宅で虚弱なひとりぐらし高齢者等で安否の確認が必要な方に週3回、高齢者向けの昼食または夕食をお届けします。

- ・(再掲)緊急通報システムの設置

- ・自立支援日常生活用具給付事業

介護保険の対象とならず、自立支援高齢者と判定された、おおむね 65 歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者で、「自立支援住宅改修給付」を実施できない方を対象に、生活の利便を図るため日常生活用具( 入浴補助用具、腰掛け便座、 歩行支援用具、 スロープ ) を給付します。

- ・(再掲)自立支援住宅改修給付事業

- ・生きがいデイサービス運営事業

介護保険の対象とならず、自立支援高齢者と判定された、おおむね 60 歳以上の自立の支援を要する高齢者等(「ひとりぐらし」など)の方を対象に、週 1 回、地域センターなどにおいて、生きがい趣味活動・創作活動、レクリエーション( 日常動作訓練 ) 季節の行事等を行います。

- ・(再掲)高齢者交流室運営事業

- ・(再掲)ほのぼのひろば

- ・高齢者生活支援ショートステイ事業

介護保険の対象とならず、自立支援高齢者と判定された、おおむね 65 歳以上の自立の支援を要する高齢者など(「ひとりぐらし」など)の方を対象に、6 か月の間に 7 日間を限度として、日常生活の維持が困難となった場合に、介護保険制度下の指定介護老人福祉施設( 特別養護老人ホーム ) の空きベッドを活用して、一時的に施設でお世話をします。

- ・高齢者生活支援ホームヘルプサービス

介護保険の対象とならず、自立支援高齢者の判定を受けた、おおむね 65 歳以上のひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯等で、家事サービスが必要な世帯を対象に、ホームヘルパーを派遣します( 滞在型と単発型があります )。

- ・歯科医療連携推進事業

市内にお住まいで「介護が必要である」ため、又は「病気や障がいを持っている」ため、かかりつけ歯科医を探すのが困難な方や分からなくてお困りの方を対象に、歯科医院の紹介、内容に応じて専門歯科医療機関への紹介を行います。必要に応じて、歯科医師がご自宅を訪問して、治療前に病気や障

がいの程度、口の中の状態を確認した上で、適切な歯科医療機関を紹介します。

### (3) 医療費制度

- ・ 老人医療費助成  
保険対象医療費の自己負担分を東京都が助成する制度です。
- ・ 高齢受給者証  
各健康保険から70歳になると交付されるもので、医療機関の窓口で支払う一部負担金が軽減される制度です。
- ・ 老人保健医療  
75歳以上の方を対象にしたもので、医療機関の窓口で支払う一部負担金が軽減される国の制度です。

## 5 思いやりある地域社会の実現

---

### (1) 見守り体制の充実

- ・ おはようふれあい訪問

おおむね 70 歳以上のひとり暮らしの方を対象に、週 3 回、午前中に配達員が訪問して乳酸菌飲料を手渡し、安否を確認します。

- ・ 電話訪問

おおむね 70 歳以上のひとり暮らしの方を対象に、週 1 回利用者が希望する時間に社会福祉協議会の訪問員が電話で訪問し、安否を確認します。

- ・ 有償家事援助サービス

在宅福祉に対する多種多様化する市民ニーズに応じるために、民間サービス団体が介護援助、家事援助サービスを提供します。

- ・ 高齢者ふれあい給食サービス（会食）

高齢者の安否確認と児童との交流を図ることを目的に実施しています。市内公立小学校のランチルームに近隣の高齢者を招いて会食を行います。

### (2) ボランティア活動の育成・支援

- ・ (再掲) ボランティア活動推進事業

- ・ (再掲) 社会福祉協議会ボランティアセンター

### (3) 地域との交流

- ・ (再掲) 高齢者と地域ぐるみ交流事業

- ・ (再掲) 福祉バザー

- ・ (再掲) 高齢者交流室運営事業

- ・ (再掲) 高齢者の伝承活動及び講師派遣

#### (4) 記念品の贈呈

- ・敬老祝金の贈呈

長寿（88歳と100歳）をお祝いしてお祝い金を贈ります。

- ・金婚記念品の贈呈

金婚式（結婚50年）を迎えられたご夫婦にお祝いの記念品を贈ります。

#### (5) 人材の育成・支援

- ・シルバー協力員派遣

隣近所に住む協力員の方が、話し相手や、安否の確認を行い孤独感の解消を図ります。

- ・(再掲) 民生委員児童委員（社会福祉協力員）活動

- ・ホームヘルパー2級養成講習

在宅福祉サービスの拡充のために家事援助、介護サービスを提供できる人材を確保することを目的に養成研修を実施します。

#### (6) 権利擁護システム

- ・地域福祉権利擁護事業

在宅生活をされている認知症の症状や物忘れのある高齢、知的障がい、精神障がいのある方に、ご本人のご希望や状況などに応じて福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを提供します。

#### (7) 支援体制の整備

- ・高齢者保健福祉推進会議

高齢者に関する保健・医療及び福祉サービスの実施機関、地域組織並びに関係公共機関の連携の下に、小平市における地域ケア体制の総合的な推進に関する協議を行います。

- ・地域ケア会議

高齢者に関する保健・医療及び福祉サービスの実施機関並びに関係公共機関が連携及び調整を行い、小平市における地域ケア体制の充実を図ることを目的として実施します。5部会（在宅介護運営、自立支援サービス調整、居宅介護支援事業者、施設、在宅サービス）で構成されています。

## 第5章 介護保険の事業量見込み

### 介護サービス量の推計

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅サービス				
訪問介護	回数/週	3,601	3,470	3,534
訪問入浴介護	回数/週	205	194	195
訪問看護	回数/週	380	363	367
訪問リハビリテーション	回数/週	11	11	11
居宅療養管理指導	人数/月	179	171	173
通所介護	回数/週	832	783	715
通所リハビリテーション	回数/週	228	220	224
短期入所生活介護	人数/月	198	189	191
短期入所療養介護	人数/月	30	28	29
特定施設入居者生活介護	人数/月	82	85	87
福祉用具貸与	人数/月	814	783	799
特定福祉用具販売	人数/月	30	30	30
地域密着型サービス				
夜間対応型訪問介護	回数/週	550	831	1,115
認知症対応型通所介護	回数/週	140	172	204
小規模多機能型居宅介護	回数/週	190	190	386
認知症対応型共同生活介護	人数/月	66	80	85
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/月	0	0	0
住宅改修	人数/月	29	28	29
居宅介護支援	人数/月	1,323	1,291	1,321
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	550	560	570
介護老人保健施設	人数	239	246	253
介護療養型医療施設	人数	147	151	155

表の数値は、あくまで現段階での推計値であり、今後変更する可能性があります。

平成18年度から要支援2という介護度が創設されることと、平成19年度から予防効果があがることを想定して推計している関係で、必ずしも右肩上がりの推計値とはなっていません。

## 介護予防サービス量の推計

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問介護 回数/週	1,878	1,963	2,013
介護予防訪問入浴介護 回数/週	5	5	5
介護予防訪問看護 回数/週	86	90	93
介護予防訪問リハビリテーション 回数/週	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導 人数/月	37	39	40
介護予防通所介護 回数/週	538	562	561
介護予防通所リハビリテーション 回数/週	96	101	103
介護予防短期入所生活介護 人数/月	35	36	37
介護予防短期入所療養介護 人数/月	7	7	7
介護予防特定施設入居者生活介護 人数/月	53	54	56
介護予防福祉用具貸与 人数/月	393	411	422
特定介護予防福祉用具販売 人数/月	15	16	16
<b>地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護 回数/週	24	27	32
介護予防小規模多機能型居宅介護 回数/週	48	48	90
介護予防認知症対応型共同生活介護 人数/月	0	0	0
住宅改修 人数/月	21	22	23
介護予防支援 人数/月	1,250	1,307	1,339

表の数値は、あくまで現段階での推計値であり、今後変更する可能性があります。  
平成18年度から要支援2という介護度が創設されることと、平成19年度から予防効果があがることを想定して推計している関係で、必ずしも右肩上がりの推計値とはなっていません。

介護・予防サービス量の推計（合計）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅サービス					
訪問介護	回数/週	5,380	5,479	5,433	5,547
訪問入浴介護	回数/週	198	210	199	200
訪問看護	回数/週	446	466	453	460
訪問リハビリテーション	回数/週	15	12	12	12
居宅療養管理指導	人数/月	209	216	210	213
通所介護	回数/週	1,522	1,369	1,345	1,276
通所リハビリテーション	回数/週	319	325	320	328
短期入所生活介護	人数/月	224	233	225	228
短期入所療養介護	人数/月	35	36	35	36
特定施設入居者生活介護	人数/月	124	135	139	143
福祉用具貸与	人数/月	1,185	1,207	1,194	1,220
特定福祉用具販売	人数/月	53	45	45	47
地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	回数/週		550	831	1,115
認知症対応型通所介護	回数/週		164	200	236
小規模多機能型居宅介護	回数/週		238	238	476
認知症対応型共同生活介護	人数/月	40	66	80	85
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/月		0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/月		0	0	0
住宅改修	人数/月	54	50	51	52
居宅介護支援	人数/月	2,553	2,573	2,598	2,660
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	人数	540	550	560	570
介護老人保健施設	人数	232	239	246	253
介護療養型医療施設	人数	143	147	151	155

表の数値は、あくまで現段階での推計値であり、今後変更する可能性があります。

平成18年度から要支援2という介護度が創設されることと、平成19年度から予防効果があがることを想定して推計している関係で、必ずしも右肩上がりの推計値とはなっていません。